

白井市男女平等推進行動計画 前期実施計画からの変更事項

1.見直しのポイント（前回会議で決定）

①現在行っている事業について

- ・内容が重複していないか
- ・取り組みの目的と乖離したものではないか
- ・総合計画において終了した事業ではないか

②新規事業について

- ・男女共同参画、女性活躍推進、DV防止などの視点をもって取り組むべき事業か

2.具体的な取り組み

前期実施計画総取り組み	140件
「継続」とした取り組み	116件
「統合」とした取り組み	9件
「分割」とした取り組み	1件
「変更」とした取り組み	6件
「終了」とした取り組み	1件
「廃止」とした取り組み	5件
「除外」とした取り組み	2件
「新規」取り組み	3件
後期実施計画総取り組み	131件

「継続」・・・引き続き実施する取り組み

「統合」・・・内容を一つにまとめる取り組み

「分割」・・・内容を複数に分ける取り組み

「変更」・・・名称を変える取り組み

「終了」・・・目的を達成したので、終える取り組み

「廃止」・・・それ自体がなくなる取り組み

「除外」・・・それ自体はなくなるが、本計画からは外す取り組み

「新規」・・・新たに実施する取り組み

●「統合」とした内容

No	取り組み	担当課	目標	対象
3	青少年女性センターとの連携	市民活動支援課	青少年女性センターとの連携により地域における男女平等の効果的な推進ができる	青少年女性センター
78	しろいフェミナスハートプラスの開催	市民活動支援課	参加者がさまざまな働き方について理解を深めるとともに、参加者同士のネットワーク作りを促す	市内女性起業家、市民

【内容】

実施内容についてはすべて青少年女性センター事業の「しろいフェミナスハートプラス」についての内容のため統合する。また、事業自体についても、より多くの来場を見込みたいことから、福祉センター全体の事業である「ふくしまつり」と統合し、新たなイベント「(仮称)清戸の杜フェスティバル」として実施する。

《後期実施計画》 ➡ 「4.青少年女性センターとの連携」(3ページ)

No	取り組み	担当課	目標	対象
6	男女共同参画に関する啓発の実施	市民活動支援課	市民の男女平等に関する理解・問題意識が深まる	市民
7	広報しろいや市ホームページへの啓発記事の掲載	市民活動支援課	市民が身近な男女共同参画についての情報を入手し、理解を深める	市民
8	男女共同参画に関する啓発資料の提供	市民活動支援課	男女平等に関する情報を提供し、市民の意識変化を促す	市民

【内容】

実施内容はすべて男女共同参画に関する啓発の実施なので、統合する。

《後期実施計画》 ➡ 「7.男女共同参画に関する啓発の実施」(5ページ)

No	取り組み	担当課	目標	対象
9	男女共同参画に関する図書資料の提供	文化センター (図書館)	男女平等に関する情報を提供し、市民の意識変化を促す	市内在住・ 在勤・在学 利用者
10	図書館における男女共同参画に関する企画展示の実施	文化センター (図書館)	男女平等に関する情報を提供し、市民の意識変化を促す	市内在住・ 在勤・在学 利用者

【内容】

実施内容はすべて図書館における男女共同参画に関する啓発の実施なので、統合する。
《後期実施計画》→「8.男女共同参画に関する図書資料の提供」(5ページ)

No	取り組み	担当課	目標	対象
136	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の進行管理の実施	総務課	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく特定事業主行動計画及び進行管理を行った進捗状況について公表を行っていく	職員
137	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画及びその進捗状況の公表	総務課	各事業の進行管理を実施し、取り組み状況を把握する	市民

【内容】

内容が一部重複しているため統合する。名称を「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の公表及び進行管理の実施」に変更する。

《後期実施計画》→「127.女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画及びその進捗状況」
(77ページ)

●「分割」とした事業

No	取り組み	担当課	目標	対象
12	友好都市交流と国際理解事業の実施	企画政策課	市民が、外国での生活体験や外国人との交流により、多文化共生や多様性の大切さ、外国における男女平等の状況を理解する	市民

【内容】

それぞれの事業の評価をしやすいするため、「友好都市交流」と「国際理解事業」に事業を分割する。

《後期実施計画》→「10.友好都市交流の実施」、「11.国際理解事業の実施」(6、7ページ)

●「修正」とした取り組み

No	取り組み	担当課	目標	対象
4	講座における男女共同参画関連講座の実施	生涯学習課	講座の実施により、固定的な性別役割分担にとらわれない意識を醸成する	受講者

【内容】

市民大学校における講座であることを明確にするために、名称を「市民大学校における男女共同参画関連講座の実施」に変更する。

《後期実施計画》⇒「5.市民大学校における男女共同参画関連講座の実施」（4ページ）

No	取り組み	担当課	目標	対象
24	就学する女性への保育サービスの提供	保育課	保護者の就学についても、就労と同様とみなし、保育所への入所を可能とすることにより、女性の自立促進を図る	乳幼児の保護者

【内容】

事業の対象は女性だけではないので、名称を「就学する保護者への保育サービス」に変更する。

《後期実施計画》⇒「21.就学する保護者への保育サービスの提供」（13ページ）

No	取り組み	担当課	目標	対象
42	母子健康手帳の交付と保健指導(再掲)	健康課	母子手帳交付時の面接によって父親の育児参加を促す	母子手帳の交付を受ける妊婦および家族

【内容】

これまで再掲という形で掲載していたが、実施内容は父親の家事・育児参画を促す教育媒体の配布なので、名称を「父親の家事・育児の啓発」に変更する。

《後期実施計画》⇒「38.父親の家事・育児参加の啓発」（21ページ）

No	取り組み	担当課	目標	対象
52	小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進	市民活動支援課	各小学校区で福祉・子育て・防犯・防災などの様々な分野について、地域の課題やその解決方法を協議するまちづくり協議会の設立を推進する	市民・各種団体

【内容】

まちづくり協議会が実際に設立した後は運営の支援をしていくことになるため、名称を「小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進及び運営の支援」に変更する。

《後期実施計画》➡「44.小学校区を基本的な単位としたまちづくり協議会の設立の推進及び運営の支援」（25ページ）

No	取り組み	担当課	目標	対象
77	起業・創業支援制度の周知	産業振興課	女性経営者の育成（女性に限った制度ではない）	市内在住創業希望者

【内容】

周知ではなく、支援が本来の取組であることを強調するために名称を「起業・創業支援」に変更する。

《後期実施計画》➡「69.起業・創業支援」（40ページ）

No	取り組み	担当課	目標	対象
90	無作為抽出による公募委員候補者登録制度の試行実施	市民活動支援課	市の公募委員の募集において無作為抽出による公募委員候補者登録制度を導入することで、幅広い層からの市民参加を募り、多様な市民意見を市政に反映できる環境を創出する	市民

【内容】

制度については、平成31年度から本格実施となったため、名称を「無作為抽出による公募委員候補者登録制度の活用」に変更する。

《後期実施計画》➡「81.無作為抽出による公募委員候補者登録制度の活用」（48ページ）

●「終了」とした取組

No	取り組み	担当課	目標	対象
124	性的少数者に配慮した各種様式等の見直し	市民活動支援課	各種様式における不要な性別記載の見直しや記載方法の変更を促進し、性的少数者の権利の擁護を図る	職員

【理由】

平成31年3月に「各種様式等における性別記載方針」を策定し、翌年度に白井市例規集に掲載されている各種様式のうち、性別記載不要とした様式について一括で規則改正を行った。当初予定していた事業については概ね完了したため。

●「廃止」とした取組

No	取り組み	担当課	目標	対象
17	ドリームチャレンジャー事業の実施	子育て支援課	子どもたちが地域住民との間で、人間関係を築くことができる居場所・交流の場づくり、自らの将来を切り拓いていく力を身につけることができる環境づくりを地域全体で進める	小学校3年生、及び地域の支援者（個人・団体）

【理由】

平成29年度をもって事業廃止となったため。

No	取り組み	担当課	目標	対象
18	子どもしごとフェス事業(地方創生戦略から)の検討・開催	生涯学習課	子どもたちが職業を実際に体験する活動を通じて、社会のしくみを学習するキャリア教育を推進する	児童・生徒

【理由】

前期実施計画当初から事業実施方法について変更があり、単独事業は行っていないため。

No	取り組み	担当課	目標	対象
33	子育てカフェ事業の検討・実施	保育課	地域での子育て支援拠点の形成や親子の居場所づくりを通じて、子育て中の人の育児不安の解消や孤立感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整える	児童及び保護者

【理由】

子育て支援センターや相談窓口の拡充により事業目的を達成できているため。

No	取り組み	担当課	目標	対象
51	給食サービスの実施	高齢者福祉課	食事の支度困難な独居高齢者や高齢者のみの世帯に対し、給食サービスを実施し要望に応え、介護負担の軽減を併せて図る	児童及び保護者

【理由】

民間事業者が参入したこともあり、利用者が減少してきているので、令和2年度をもって事業を廃止するため。

No	取り組み	担当課	目標	対象
120	広報英語版作成による外国人市民への情報提供	企画政策課	外国人市民が各種手続きや福祉に関する情報を得られる	外国人市民

【理由】

英語を理解しない外国人市民が増えてきていることや市ホームページが外国語に翻訳できるようになったことから令和2年度をもって広報英語版作成を廃止するため。

●「除外」とした取組

No	取り組み	担当課	目標	対象
19	工業団地見学ツアーの検討・実施	産業振興課	工業団地の企業について市内児童・生徒や一般の市民が知り、キャリア選択の参考となる	市民

【理由】

当事業は子どもたちに対するキャリア教育の実施に関する事業として、計画に位置付けていたが、実際には、平日の昼間に実施していることから、必然的に子どもは対象とならないため。

No	取り組み	担当課	目標	対象
47	重度心身障害者 (児) 医療費の助成	障害福祉課	重度心身障害者(児)とその家族の経済的負担の軽減を図る	身体障害者手帳1・2級(65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳を交付された方は対象外) 療育手帳 ^① ～Aの2

【理由】

当事業は、重度心身障害者等に対する健康保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的としており、計画の目的である女性の介護負担の軽減、男性の介護参画の支援とは内容が乖離しているため。

●「新規」取組

No	取り組み	担当課	内容	対象
2	各センターでの男女共同参画に関する講座の実施	生涯学習課・市民活動支援課	地域の拠点であるセンターにおいて、男女共同参画に関する地域の課題を把握し課題解決のために、センター管理者が中心となり講座や事業を実施する。	市民

【理由】

これまでは、指定管理者による事業だからという理由で、計画に位置付けていなかったが、実際には各センターにおいて男女共同参画に関する講座を実施しているため、新たに計画に位置付ける。

【後期実施計画】 ➡ 「2.各センターでの男女共同参画に関する講座の実施」(2ページ)

No	取り組み	担当課	内容	対象
97	性的少数者に関する啓発の実施	市民活動支援課	市民の性的少数者に対する理解・見識を深めるため、広報やホームページ等で性的少数者に関する啓発を実施する	市民

【理由】

近年、社会的に性的少数者への配慮・理解の必要性は高まっているが、当計画全体をとおして性的少数者に関する取組が少ないため、新たに当事業を実施する

【後期実施計画】 ➡ 「97.性的少数者に関する啓発の実施」（58ページ）

No	取り組み	担当課	内容	対象
115	性的少数者に配慮した対応マニュアルの作成	市民活動支援課	性的少数者の人権への配慮を推進するために、職員の対応マニュアルを作成する。	市民

【理由】

平成31年3月に「各種様式等における性別記載方針」を策定し、不要な性別記載の見直しや記載方法の変更を促進することで性的少数者の権利の擁護を図った。今後一層性的少数者への配慮を推進するために、当事業を実施する。

【後期実施計画】 ➡ 「115.性的少数者に配慮した対応マニュアルの作成」（69ページ）

3.数値目標

●目標値を上方修正するもの

指標名	実績（計画策 定時）	実績値(H31)	目標値（変更 前）	目標値（変更 後）
自治会長に占める女 性の割合	5.20%	8.30%	7.50%	10.00%

【内容】

上記の項目については、前期実施計画の目標値を達成したので、上方修正する。

●目標値を下方修正するもの

指標名	実績（計画策 定時）	実績値(H31)	目標値（変更 前）	目標値（変更 後）
積極的に育児をして いる父親の割合（4ヶ 月育児相談・1歳6か 月検診・3歳児検診 時）	63.50%	60.12%	85.00%	70.00%

【内容】

上記の項目については、前期実施計画の目標では、85パーセントとしていたが、前期実施計画策定時から5年間、60パーセント代で推移している。現実的に達成可能な目標値に下方修正する。